資料1

府中市国民保護計画の体系（概要）

＜編＞	＜章＞	＜主な内容＞
1　総　論	市の責務、計画の位置づけ、構成等	市の責務、計画の位置づけ、計画の構成・見直し・変更手続き
	国民保護措置に関する基本方針	
	関係機関の事務又は業務の大綱等	
	市の地理的、社会的特徴	
	市国民保護計画が対象とする事態	武力攻撃事態と緊急対処事態、NBCを使用した攻撃
2　平素からの備えや予防	組織・体制の整備等	市における組織体制の整備・関係機関との連携体制の整備・通信の確保・情報収集・提供等の体制整備・特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備・研修及び訓練
	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	避難に関する基本的事項・避難実施要領のパターン作成・救援に関する基本的事項・運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・避難施設の指定への協力・生活関連施設の把握等
	物資及び資材の備蓄、整備	市における備蓄・市が管理する施設及び設備の整備及び点検等
	国民保護に関する啓発	国民保護措置に関する啓発・住民がとるべき行動等に関する啓発・赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発
3　武力攻撃事態等への対処	初動連絡体制の迅速な確立及び初動体制	事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置・武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応
	市対策本部の設置等	市対策本部の設置・通信の確保・特殊標章等の交付及び管理
	関係機関相互の連携	国・都の対策本部との連携・都知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等・自衛隊部隊等の派遣要請の求め等・他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託・指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・市の行う応援等・自主防災組織等に対する支援等・住民への協力要請
	国民の権利・利益の救済に係る手続き	
	都国民保護計画による事態対処の段階区分とその役割分担	
	警報及び避難の指示等	警報内容の伝達・通知・伝達方法・緊急通報の伝達・通知・避難住民の誘導等
	救　　援	救援の実施・関係機関との連携・救援の程度及び方法の基準・救援の内容
	安否情報の収集・提供	安否情報の収集・都に対する報告・安否情報の照会に対する回答・日本赤十字社に対する協力
	武力攻撃災害への対処	武力攻撃災害への対処の基本的考え方・武力攻撃災害の兆候の通報・応急措置等・生活関連等施設における災害への対処等・危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除・NBC攻撃による災害への対処等
	被災情報の収集及び報告	
	保健衛生の確保その他の措置	保健衛生の確保・廃棄物の処理
	他県避難住民等の受入れ	基本的考え方・避難住民の受入れにおける関係機関の役割
	国民生活の安定に関する措置	生活関連物資等の価格安定・避難住民等の生活安定等・生活基盤等の確保
4　復旧等	応急の復旧	基本的考え方・公共的施設の応急の復旧
	武力攻撃災害の復旧	
	国民保護措置に要した費用の支弁等	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求・損失補償及び損害補償・総合調整及び指示に係る損失の補てん
5　緊急対処事態への対処	初動対応の強化	危機管理体制の強化・対処マニュアルの整備・発生現場における連携協力のための体制づくり・不特定多数の人々への情報伝達手段の確保・装備資材の備蓄・訓練等の実施・住民・昼間市民への啓発
	平時における警戒・監視	初動対応の強化・平時における警戒・監視・発生時の対処・大規模テロ等の類型に応じた対処
	発生時の対処	市対策本部の設置指定が行われている場合・市対策本部の設置指定が行われていない場合・市災害対策本部等による対応・市対策本部への移行
	大規模テロ等の類型に応じた対処	危険物質を有する施設への攻撃・大規模集客施設等への攻撃・大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム・生物剤・化学剤）・交通機関を破壊手段とした攻撃
■　資料編		